

船橋市地方卸売市場の業務運営に関する要綱

目次

第1章 総則（第1条―第2条）

第2章 市場関係事業者

第1節 卸売業者（第3条―第7条）

第2節 仲卸業者（第8条―第11条）

第3節 売買参加者（第12条―第15条）

第4節 関連事業者（第16条―第19条）

第3章 売買取引及び決済の方法（第20条―第30条）

第4章 雑則（第31条―第34条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、船橋市地方卸売市場業務条例（令和2年船橋市条例第17号。以下「条例」という。）及び船橋市地方卸売市場業務条例施行規則（令和2年船橋市規則第86号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、市場の業務運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（臨時休業又は臨時営業）

第2条 卸売業者、仲卸業者又は関連事業者は休日以外の日に休業しようとするとき又は休日に営業しようとするときは、あらかじめ臨時休業・営業届出書（第1号様式）により市長に届け出なければならない。

第2章 市場関係事業者

第1節 卸売業者

（卸売業者の許可）

第3条 条例第8条第4項第3号に規定する、知識及び経験又は資力信用とは、次に掲げるとおりとする。ただし、第4号に掲げる要件にあっては、市長が必要があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 卸売業務にあっては5年以上、仲卸業務にあっては10年以上の経験を有し、かつ、当該取引物品の適正な評価ができること。
- (2) 経常損失が連続する3以上の事業年度において生じていないこと。
- (3) 事業を行っていくうえで十分な資金を有し、かつ、健全で確実な事業経営が

継続できると認められるものであること。

(4) 市区町村税の滞納がないこと。

(卸売業者の標識)

第4条 卸売業者の役員及び従業員は、市場内においては、一定の記章及び帽子を着用しなければならない。

2 卸売業者は、前項の記章を定め、又は変更したときは、直ちに市長に届け出なければならない。

(卸売業者に関する不適格事項の届出)

第5条 卸売業者又はその清算人若しくは代理人は、次のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 卸売業者が解散したとき。

(2) 卸売業者又はその業務を執行する役員が、条例第8条第4項各号のいずれかに該当することとなったとき。

(卸売業者名称変更等の届出)

第6条 条例第9条の規定による届出は、卸売業者名称変更等届出書(第2号様式)とし、その事実を証明する書類を添付しなければならない。

(せり人記章の返還)

第7条 卸売業者は、条例第19条第3項による届出は、船橋市せり人記章返還届出書(第3号様式)で行うとともに、当該せり人に交付した記章を返還しなければならない。

第2節 仲卸業者

(仲卸業者の資格要件)

第8条 条例第22条第4項第3号に規定する知識及び経験又は資力信用とは、次に掲げるとおりとする。ただし、第4号に掲げる要件にあっては、市長が必要があると認める場合は、この限りでない。

(1) 卸売業務(地方卸売市場を含む。)及び仲卸業務にあっては5年以上、小売業務にあっては10年以上従事し、かつ、当該取引物品の評価の経験を有するもの。ただし、法人であって、その業務を執行する役員又は市場において取引に従事する責任者が、前記経験を有するときは、当該規定を満たすものとみなす。

(2) 業務資金として、1,000万円以上を有すること。

- (3) 市場関係者に負債のないこと。
 - (4) 市区町村税を滞納していないこと。
- 2 条例第 28 条の規定において、前項第 2 号に掲げる要件にあっては、市長が必要があると認める場合は、この限りでない。

(仲卸業者名称変更等の届出)

第 9 条 条例第 23 条第 1 項の規定による届出は、仲卸業者名称変更等届出書（第 4 号様式）とし、その事実を証明する書類を添付しなければならない。

2 条例第 23 条第 2 項の規定による届出は、仲卸業者死亡（解散）届出書（第 5 号様式）とし、その事実を証明する書類を添付しなければならない。

(仲卸業者章の貸与等)

第 10 条 市長は、仲卸業者が条例第 24 条に規定する保証金を預託したときは、当該仲卸業者に対し、仲卸業者章（第 6 号様式）を貸与し、必要があると認められるときは仲卸業者補助章（第 7 号様式）を貸与することができる。

2 前項の規定による仲卸業者補助章の貸与を受けようとする仲卸業者は、仲卸業者（売買参加者）補助章申請書（第 8 号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

(1) 当該補助者の履歴書及び写真

(2) 住民票の写し

3 仲卸業者は、卸売に参加するときは、第 1 項に規定する仲卸業者章又は仲卸業者補助章を着用しなければならない。

4 仲卸業者は、貸与を受けた仲卸業者章又は仲卸業者補助章を亡失、又は損傷したときは、直ちにその旨を仲卸業者章（売買参加者章）等亡失（損傷）届出書（第 9 号様式）により市長に届け出なければならない。

5 前項の理由により、仲卸業者章又は仲卸業者補助章の再貸与を受けようとする場合は、仲卸業者章（売買参加者章）等再貸与申請書（第 10 号様式）を市長に提出し、当該仲卸業者は、その実費を弁償しなければならない。

6 仲卸業者は、その資格を失ったときは、仲卸業者章及び仲卸業者補助章を直ちに市長に返却しなければならない。

(仲卸業者に関する不適格事項の届出)

第 11 条 仲卸業者又は清算人若しくは代理人は、条例第 22 条第 4 項各号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

第 3 節 売買参加者

(売買参加者の資格要件)

第12条 条例第30条第4項第3号に規定する知識及び経験又は資力信用とは、次に掲げるとおりとする。ただし、第4号に掲げる要件にあっては、市長が必要があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 申請者が個人の場合にあっては、青果部にあっては3年以上、水産物部にあっては5年以上市場の取引業務に従事し、かつ、当該取引物品の評価の経験を有するものであること。また、法人の場合にあっては、取引業務に常時参加する者が前記個人の資格を備えていること。
- (2) 業務資金として、青果部にあっては200万円以上、水産物部にあっては1,000万円以上を有すること。
- (3) 市場関係者に負債のないこと。
- (4) 市区町村税を滞納していないこと。

(売買参加者章の貸与等)

第13条 市長は、条例第30条第1項の規定により売買参加者の承認をしたときは、当該売買参加者に対し、売買参加者章（第11号様式）を貸与し、必要があると認められるときは売買参加者補助章（第12号様式）を貸与することができる。

2 第10条第2項から第6項までの規定は、売買参加者について準用する。

(売買参加者に関する不適合事項の届出)

第14条 売買参加者又は清算人若しくは代理人は、条例第30条第4項各号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(売買参加者名称変更等の届出)

第15条 条例第31条第1項の規定による届出は、売買参加者名称変更等届出書（第13号様式）とし、その事実を証明する書類を添付しなければならない。

2 条例第31条第2項の規定による届出は、売買参加者死亡（解散）届出書（第14号様式）とし、その事実を証明する書類を添付しなければならない。

第4節 関連事業者

(関連事業者の資格要件)

第16条 条例第33条第3項第3号に規定する知識及び経験又は資力信用、及び同条第4項に規定する能力又は資力信用とは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 申請者が個人である場合は、申請に係る業務の経験が3年以上ある者であること。又法人の場合にあっては、市場において業務を営む者が、前記の個人の資格を備えていること。

- (2) 業務資金として、500万円以上を有すること。
 - (3) 市場関係者に負債のないこと。
 - (4) 市区町村税を滞納していないこと。
- 2 次の各号に掲げる場合であって、市長が必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、前項第2号に掲げる要件は、適用しない。
- (1) 条例第39条の規定に基づき、相続人が許可を受けようとする場合。
 - (2) その他特に認める場合。
- 3 市長が必要と認めるときは、第1項の規定にかかわらず、第4号に掲げる要件は、適用しない。

(関連事業者名称変更等の届出)

- 第17条 条例第34条の規定による届出は、関連事業者名称変更等届出書（第15号様式）とし、その事実を証明する書類を添付しなければならない。
- 2 関連事業者が死亡し、又は解散したときは、当該関連事業者の相続人又は清算人は、遅滞なく、関連事業者死亡（解散）届出書（第16号様式）にその事実を証明する書類を添付し、速やかに届け出なければならない。

(売上高等の報告)

- 第18条 関連事業者は、事業報告書等に基づき作成した関連事業者売上高報告書（第17号様式）を、次に掲げる日から起算して90日を経過する日までに、市長に報告しなければならない。
- (1) 法人である関連事業者 毎事業年度の末日
 - (2) 個人である関連事業者 毎年12月31日

(関連事業者に関する不適格事項の届出)

- 第19条 関連事業者又は清算人若しくは代理人は、条例第33条第3項各号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

第3章 売買取引及び決済の方法

(販売物品の下見等)

- 第20条 卸売業者は、せり売又は入札の方法により卸売をするときは、販売時刻前に売買に参加する者が下見できるよう当該物品を卸売場に配列しなければならない。
- 2 売買取引は、売買に参加する者にその販売物品の下見をさせた後でなければ開始することができない。ただし、銘柄によるときはこの限りではない。

(せり売又は入札開始時間)

第 21 条 卸売業者のせり売又は入札の開始時間は、電鈴又は振鈴をもって知らせなければならない。

(せり売の方法)

第 22 条 せり売は、その卸売物品について、品名、産地、出荷者、等級、数量その他必要な事項を呼び上げ、又は提示した後開始しなければならない。

2 売買取引の呼び値は、金額で呼称しなければならない。

3 せり落としは、せり人が最高申込価格を3回呼び上げたとき、これを決定とし、その申込者をせり落とし人とする。ただし、公正な価格形成に影響がないと認められるときは、呼び上げ回数を減ずることができる。

4 前項の規定にかかわらず、指値（消費税額及び地方消費税を除く。以下同じ。）のある物品については、その最高申込価格が当該指値に達しないときは、この限りではない。

5 せり人は、最高価格の申込者が2人以上あるときは、抽選その他適当な方法によってせり落とし人を決定しなければならない。

6 せり落とし人が決定したときは、せり人は、直ちにそのせり落とし価格及びせり落とし人の氏名、商号又は番号を呼び上げなければならない。

(入札の方法)

第 23 条 入札は、卸売業者がその卸売物品について、品名、産地、出荷者、等級、数量その他必要事項を掲示し、又は呼び上げた後、入札者が入札書に氏名、入札金額その他必要な事項を記載して行わなければならない。

2 開札は、入札終了後、直ちに行わなければならない。

3 最高入札価格の入札者を落札者とする。

4 前条第4項から第6項までの規定は、入札について準用する。

(入札の無効)

第 24 条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札者が誰であるかを確認し難いとき。

(2) 入札金額その他必要な記載事項が不明であるとき。

(3) 入札者がその入札に際し、不正又は不当な行為があったとき。

(4) 同一人が2通以上の入札書を提出したとき。

(5) 入札者がその入札に関し、条例、規則若しくはこの要綱又はこれらに基づいて行った指示に違反したとき。

2 前項の場合には、卸売業者は、開札の際にその理由を明示し、当該入札は、無効である旨を知らせなければならない。

(異議の申立て)

第 25 条 せり売又は入札に参加した者は、そのせり落とし又は落札の決定について異議があるときは、直ちにその旨を市長に申立てることができる。

2 市長は、前項の申立てについて正当な理由があると認めるときは、せり直し又は再入札を命ずることができる。

(指値のある物品の上場)

第 26 条 指値のある受託物品には、適当な標識をつけ、上場の際にその旨を呼び上げなければならない。

2 前項の呼び上げを行わなかったときは、卸売業者は、指値をもって仲卸業者及び売買参加者に対抗することができない。

(販売原票の作成)

第 27 条 卸売業者は、売買が成立したときは、販売原票を作成するものとし、一定期間保存しなければならない。

(仲卸業者及び売買参加者以外の者への卸売方法)

第 28 条 仲卸業者及び売買参加者以外の者への卸売（以下「第三者販売」という。）は、条例第 41 条に規定する相対取引の方法によるものとする。ただし、この場合に限り、条例第 45 条の規定による相対取引の承認申請の手続は省くことができる。

(第三者販売の価格)

第 29 条 第三者販売の価格は、同種同等物品の当日における卸売価格を基準とする。

(支払を怠った場合の届出)

第 30 条 仲卸業者又は売買参加者がその買受代金の支払を怠ったときは、卸売業者は、遅滞なくその旨を市長に届け出るものとする。

第 4 章 雑 則

(検査員証)

第 31 条 条例第 66 条第 2 項に規定する証明書は、船橋市地方卸売市場業務検査員証（第 18 号様式）とする。

(禁止行為)

第 32 条 条例第 78 条第 1 項に規定する市場の秩序を乱し、又は公共の利益を害す

る行為とは、次の各号のいずれかに該当する行為とする。

- (1) 他人の物品を故意又は過失により搬出すること。
- (2) 市場内から発生した廃棄物を定められた時間及び場所以外に投棄すること。
- (3) 市場外で発生した廃棄物を搬入し、投棄すること。
- (4) 清掃及び廃棄物の適切な処理、消毒等による市場施設の清潔保持を怠ること。
- (5) 商品、容器その他の物品を通路その他の場所に放置すること。
- (6) 暴力をふるうこと。
- (7) 建物及び器物を損傷すること。
- (8) 落書き等により市場施設を汚染すること。
- (9) 許可なく、市場施設にポスター、ビラ等を貼ること。
- (10) 営業用以外の各種危険物を持ち込み又は使用すること。
- (11) 市場内で不衛生的な行為を行うこと。
- (12) 運搬車等を所定の場所以外に放置すること。
- (13) 正当な理由がないにもかかわらず、市職員の指示に従わず反抗的な言動をとること。
- (14) 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）に定める車両番号の登録をしていない自動車又は自動車検査証の交付を受けていない自動車を運行すること。
- (15) 自動車を無免許又は酒気帯びで運転すること。
- (16) 自動車により市場に出入する者で、市場長の交付する入場許可証又は臨時入場許可証を受けないで駐車すること。
- (17) あらかじめ定められた自動車の通行、駐車位置及び駐車場所を守らないこと。
- (18) 市場内の自動車制限速度（時速 8 キロメートル）を守らないこと。
- (19) たき火をすること。
- (20) 指定場所以外で喫煙すること。
- (21) その他前各号に類する行為をすること。

（違反者に対する措置）

第 33 条 市長は、前条各号のいずれかに該当する違反行為をした者がいるときは、6 月以内の期限を定めて、市場への入場停止等の処分を行うことができる。

（掲示事項）

第 34 条 市長は、次の各号に掲げる場合においては、市場内にこれを掲示する。

- (1) 条例第 4 条第 2 項の規定により休日に開場し、又は休日以外の日に開場しないことを定めたとき。
- (2) 条例第 5 条第 1 項ただし書の規定により開場時間を変更したとき。
- (3) 卸売業者が卸売の業務を開始し、休止し、若しくは再開したとき、又は卸売の業務を廃止したとき。
- (4) 仲卸業者、売買参加者及び関連事業者の業務を許可し、若しくはその業務を

停止したとき、又はその資格を失ったとき。

- (5) 条例第 27 条の規定により仲卸業者の事業の譲渡し及び譲受けを認可したとき、又は仲卸業者たる法人の合併又は分割を認可したとき。
- (6) 条例第 28 条の規定により仲卸業者の相続を認可したとき。
- (7) 条例第 39 条の規定により関連事業者の相続を認可したとき。
- (8) 条例第 49 条の規定により売買を差し止めたとき。
- (9) 条例第 50 条の規定により衛生上有害な物品の売買を差し止め又は撤去を命じたとき。
- (10) 条例第 69 条の規定による処分を命じたとき。
- (11) 地方卸売市場に関する法令又は条例若しくは規則に改廃があったとき。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が掲示する必要があると認めるとき。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 20 年 2 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。
- 3 この要綱の施行の際現に改正前の第 15 条第 1 項の規定により貸与されている

仲卸業者章及び同条第2項の規定により貸与されている補助章は、改正後の第13条第1項の規定による仲卸業者章及び同条第2項の規定による補助章が貸与されるまでの間、それぞれこれらの規定による仲卸業者章及び補助章とみなす。

- 4 この要綱の施行の際現に改正前の第20条第1項の規定により貸与されている売買参加者章及び同条第2項の規定により貸与されている補助章は、改正後の第18条第1項の規定による売買参加者章及び同条第2項の規定による補助章が貸与されるまでの間、それぞれこれらの規定による売買参加者章及び補助章とみなす。

附 則

この要綱は、令和2年4月24日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年6月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年2月1日から施行する。

第1号様式

臨時 休業
営業 届出書

年 月 日

船橋市長 へ

申請人 商号又は名称
法人にあっては代表者の役職名及び氏名

船橋市地方卸売市場業務の運営に関する要綱第2条の規定により、臨時（休業・営業）をしたいので、次のとおり届け出ます。

1. 期間（時間）

2. 理由

第2号様式

卸売業者名称変更等届出書

年 月 日

船橋市長 あて

住所

商号又は名称

法人にあっては代表者の役職名及び氏名 ㊞

船橋市地方卸売市場業務条例第9条の規定により、関係書類を添えて、次のとおり届け出ます。

業 務	<input type="checkbox"/> 開始 <input type="checkbox"/> 休止	年月日		理由	
	<input type="checkbox"/> 再開 <input type="checkbox"/> 廃止	.	.		
		新		旧	
	氏名又は名称				
	住 所				
	商 号				
	役 員	役職名	氏 名	役職名	氏 名

第3号様式

船橋市せり人記章返還届出書

年 月 日

船橋市長 へ

商号又は名称

法人にあつては代表者の役職名及び氏名

船橋市地方卸売市場業務条例第19条第3項の規定により、せり人がせり売りによる卸売に従事しなくなったので届け出ます。

せり人の氏名	
せり人の住所	
せりを行う主な品目	

第4号様式

仲卸業者名称変更等届出書

年 月 日

船橋市長 あて

住所

商号又は名称

法人にあっては代表者の役職名及び氏名 ㊟

船橋市地方卸売市場業務条例第23条第1項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり届け出ます。

業 務	<input type="checkbox"/> 開始 <input type="checkbox"/> 休止	年月日		理由	
	<input type="checkbox"/> 再開 <input type="checkbox"/> 廃止	.	.		
		新		旧	
	氏名又は名称				
	住 所				
	商 号				
法 人 の 場 合	役 員	役職名	氏 名	役職名	氏 名

第5号様式

仲卸業者死亡（解散）届出書

年 月 日

船橋市長 あて

住所

相続人又は清算人

仲卸業者が死亡（解散）したので、船橋市地方卸売市場業務条例第23条第2項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり届け出ます。

氏名又は名称	
住所	
死亡又は解散の理由	
死亡又は解散の年月日	

第6号様式

仲卸業者章

青果部

船橋市  地方卸売市場

1 2 - 3
仲卸業者

材質 プラスチック
規格 7 cm(たて) × 12 cm(よこ)
地色 緑色
字色 白色

水産物部

船橋市  地方卸売市場

1 2 3
仲卸業者

材質 プラスチック
規格 7 cm(たて) × 12 cm(よこ)
地色 みず色
字色 白色

第7号様式

仲卸業者補助章

青果部

船橋市  地方卸売市場

1 2 - 3

仲卸業者

材質 プラスチック
規格 7 cm(たて) × 12 cm(よこ)
地色 緑色
字色 黄色
横線 赤色 (幅 4mm)

水産物部

船橋市  地方卸売市場

1 2 3

仲卸業者

材質 プラスチック
規格 7 cm(たて) × 12 cm(よこ)
地色 みず色
字色 黄色
横線 赤色 (幅 4mm)

第8号様式

仲卸業者
補助章申請書
売買参加者

年 月 日

船橋市長 あて

住所
商号又は名称
法人にあっては代表者の役職名及び氏名

船橋市地方卸売市場の業務運営に関する要綱第10条第2項の規定により、次

の者を
仲卸業者
補助者として関係書類を添えて申請します。
売買参加者

番 号	氏 名	住 所
1		
2		
3		
4		

第9号様式

仲卸業者章
等亡失（損傷）届出書
売買参加者章

年 月 日

船橋市長 あて

住所
商号又は名称
法人にあっては代表者の役職名及び氏名

船橋市地方卸売市場の業務運営に関する要綱第10条第4項の規定により、

仲卸業者章
等を亡失（損傷）したので届け出ます。
売買参加者章

1. 原因 亡失 ・ 損傷 ・ その他

2. 記章の種類 正章 ・ 補助章

第10号様式

仲卸業者章
等再貸与申請書
売買参加者章

年 月 日

船橋市長 あて

住所
商号又は名称
法人にあっては代表者の役職名及び氏名

船橋市地方卸売市場の業務運営に関する要綱第10条第5項の規定により、

仲卸業者章
等の再貸与を申請します。
売買参加者章

1. コード番号

2. 記章の種類及び枚数

記章の種類	色	枚数	色	枚数
正章		枚		枚
補助章		枚		枚

第 1 1 号様式

売 買 参 加 者 章

青 果 部

船 橋 市  地方卸売市場

1 2 - 3

売買参加者

水産物部

船 橋 市  地方卸売市場

1 2 3

売買参加者

材質 プラスチック
規格 7 cm (たて) × 12 cm (よこ)
地色 黄色
字色 黒色

材質 プラスチック
規格 7 cm (たて) × 12 cm (よこ)
地色 黄色
字色 黒色

第 1 2 号様式

売 買 参 加 者 補 助 章

青 果 部

船 橋 市  地方卸売市場

1 2 - 3

売買参加者

水産物部

船 橋 市  地方卸売市場

1 2 3

売買参加者

材質 プラスチック
規格 7 cm (たて) × 12 cm (よこ)
地色 黄色
字色 赤色
横線 黒色 (幅 4mm)

材質 プラスチック
規格 7 cm (たて) × 12 cm (よこ)
地色 黄色
字色 赤色
横線 黒色 (幅 4mm)

売買参加者名称変更等届出書

年 月 日

船橋市長 へ

住所

商号又は名称

法人にあっては代表者の役職名及び氏名 ④

船橋市地方卸売市場業務条例第31条第1項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり届け出ます。

	新	旧
氏名又は名称		
住所		
店舗の所在地		
商号		
代表者		
業務の廃止	年月日 . .	理由
備考		

(注) 1 該当する事項のみを記入すること。

2 代表者欄は、法人の場合のみ記入すること。

第14号様式

売買参加者死亡（解散）届出書

年 月 日

船橋市長 へ

住所

相続人又は清算人

売買参加者が死亡（解散）したので、船橋市地方卸売市場業務条例第31条第2項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり届け出ます。

氏名又は名称	
住所	
死亡又は解散の理由	
死亡又は解散の年月日	

関連事業者名称変更等届出書

年 月 日

船橋市長 あて

住所

商号又は名称

法人にあっては代表者の役職名及び氏名 ㊞

船橋市地方卸売市場業務条例第34条の規定により、関係書類を添えて、次のとおり届け出ます。

	新	旧
氏名又は名称	—	—
住 所	—	—
店舗の所在地	—	—
商 号	—	—
代 表 者	—	—
業 務 の 廃 止	年月日 . .	理由
備 考		

(注) 1 該当する事項のみを記入すること。

2 代表者欄は、法人の場合のみ記入すること。

第16号様式

関連事業者死亡（解散）届出書

年 月 日

船橋市長 あて

住所

相続人又は清算人

船橋市地方卸売市場の業務運営に関する要綱第17条第2項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり届け出ます。

氏名又は名称	
住所	
死亡又は解散の理由	
死亡又は解散の年月日	

第 17 号様式

関連事業者売上高報告書

年 月 日

船橋市長 へ

住所

商号又は名称

法人にあっては代表者の役職名及び氏名

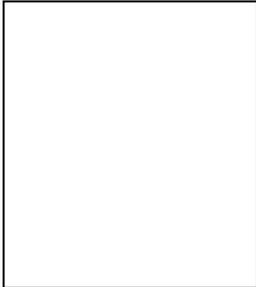
船橋市地方卸売市場の業務運営に関する要綱第 18 条の規定により、次のとおり売上高を報告します。

決算月 (月) 年 月 ~ 年 月

売 上 高 (円)	円
-----------	---

第18号様式

(表)

第 号	
	船橋市地方卸売市場業務検査員証
	所属 船橋市地方卸売市場
	職名
	氏名
	生年月日 年 月 日
年 月 日	
	船橋市長 

(裏)

注 意 事 項
1 この検査員証は、船橋市地方卸売市場業務条例第66条第1項の規定により業務検査を行う場合は、必ず携帯しなければならない。
2 この検査員証は、関係人から請求があったときは、直ちに呈示しなければならない。
3 この検査員証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
4 この検査員証を亡失又は損傷したときは、直ちに市長に申請して再交付を受けなければならない。
5 人事異動又は退職するときは、直ちに返却しなければならない。